

淀川河川公園（京都府大山崎町～大阪市淀川区）

公園での撮影、ボランティア活動の 申請方法がさらに快適に！

web 申請開始で印刷不要でどこにいても可能に！

淀川河川公園では、公園内でマラソン大会やレクリエーションなどの団体利用や撮影を実施する際に『淀川河川公園 公園一時使用届』の提出が必要となります。※諸条件あり

これまで「ロケーション撮影」、「ボランティア活動」について、様式を公園ホームページよりダウンロード・印刷していただき、内容を記入した用紙を管理センターに持ち込みまたはFAXで提出いただいております。このたび「ロケーション撮影」「ボランティア活動」の申請が新たに“web 申請”が可能となり、印刷不要でお好きなタイミングで申請をしていただくことが出来るようになりました。

従来の申請方法と併せてweb 申請を開始することで、公園利用の皆さまがさらに活動しやすくなります。今後も淀川河川公園は誰からも親しまれる公園を目指してまいります。

【概要】

- 申請方法 淀川河川公園ホームページの「利用案内」より専用フォームへ入力。
- 対 象 ロケーション撮影、ボランティア活動 ※取材届は別途あり
- 注意事項
 1. 排他的独占使用して実施できるものではありません。
実施にあたっては、他の利用者の利用の妨げにならないように配慮してください。
 2. 事前に手続きを行わずに実施している場合には、その場で公園使用をお断りすることがあります。

※その他、諸条件等と詳細につきましては淀川河川公園ホームページをご覧ください

(<https://www.yodogawa-park.jp/>)

従来の申請様式

淀川河川公園 公園一時使用届

近畿地方整備局長 殿

市 県 区 (団体名)
電 話
FAX

下記の通り使用を希望するのでお届けします

記

1 場 所 地区 (市町区部の区域)

2 目 的

3 内容及び人数 (団体名、人数、性別、年齢、その他)

使用人数 人

4 使用日時 年 月 日 () 日 時 分 ~ 時 分

5 施設 物 (マラソンコース、その他)

6 別紙『淀川河川公園 公園一時使用届 届出に際しての注意事項』記載内容を遵守します。

受付者

新たに web 申請も追加！

さらに...

淀川河川公園 一時使用届申請書

1. 利用団体名等

利用団体名 連絡先(お名前) 電話番号

メールアドレス FAX番号

2. 利用内容

3. 利用場所

4. お問い合わせ

1ページ目 2ページ目

どこに
いても
可能に！

貴社におかれましては、日頃より淀川河川公園の広報にご協力いただき、誠にありがとうございます。

淀川河川公園では『ロケーション撮影』『ボランティア活動』のweb 申請を開始いたしました。ご多忙中のこととは存じますが、取材ならびに記事掲載のほどよろしくお願い申し上げます。

■配布先：大阪府政記者会、大阪市政記者クラブ、京都府政記者クラブ、京都市政記者クラブ、枚方市政記者クラブ、関西レジャー記者クラブ、八幡市政記者クラブ

淀川河川公園に関する取材申し込み・お問い合わせ	
記者問い合わせ	一般問い合わせ
ひらつか とくだ ごとう まとば 企画運営課：平塚・徳田・後藤・的場 TEL:06-6994-0006 FAX:06-6994-0095	守口サービスセンター TEL:06-6994-0006 〒570-0096 大阪府守口市外島町 7-6 公園ホームページ https://www.yodogawa-park.jp 公園フェイスブック https://www.facebook.com/yodogawariversidepark/